

(令和2年9月7日時点)

## Q & Aについて

Q 1. 貸切バスを利用して鹿児島県内の離島を周遊する旅行商品は助成の対象になりますか。

A 1. 助成の対象です。

Q 2. GoTo トラベルとの併用は可能ですか。

A 2. GoTo トラベルを適用した旅行商品は本事業の助成の対象外です。

Q 3. 福岡方面へ新幹線を利用する観光旅行を予定しています。発地から鹿児島中央駅まで移動時の貸切バス代も助成の対象になりますか。

A 3. 鹿児島県内の観光ではございませんので、助成の対象にはなりません。  
また、各種大会等の会場への送迎のみの貸切バス利用も同様です。

Q 4. 鹿児島県内周遊の修学旅行は助成の対象になりますか。

また、貸切バスを利用した社会科見学や遠足（何れも県内）は如何でしょうか。

A 4. 修学旅行，社会科見学，遠足は何れも助成の対象外です。

Q 5. 正シート45名乗りの貸切バスを利用し、30名のお客様がご旅行参加となりますが、助成の対象となりますか。

A 5. ソーシャルディスタンスの観点から正シート数の1/2以下で乗車をお願いしていますので助成の対象外です。この場合、貸切バス1台当たりお客様22名以下での催行をお願いします。

Q 6. 受注型企画旅行で決定団体でなければ申請は出来ますか。（今からお客様にお見積りを出す予定の団体について申請は可能でしょうか。?）

A 6. 受注型旅行商品が契約前のものであっても、その申請は妨げません。

Q 7. 県内の自治体が行っている施策（バス代の補助など）との併用は可能でしょうか？

A 7. 併用は可能です。ただし、助成金の二重取りがないよう、各自治体の助成制度を正しく活用ください。

尚、他自治体の助成を受ける場合は、その制度の内容と助成を受ける場合の計算方法などの根拠をあらかじめ事務局に御連絡ください。

Q 8. シリーズものの募集型企画旅行は申請を行ったが、集客が芳しくなく催行中止になる場合も考えられますが、それでも申請は可能でしょうか。

A 8. 申請しても差し支えありません。催行できるよう周知等の工夫をお願いします。  
尚、催行中止の場合は速やかに事務局へ御連絡ください。

Q 9. 旅行の実施にあたり、お客様のご希望で旅行傷害保険（任意）に加入していますが、この費用も含め助成の対象になりますか。

A 9. 旅行傷害保険は助成の対象外です。

Q10. 新型コロナ禍の今日ですが、『ふるさと鹿児島お得旅事業』が中止になることもありますか。

A10. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当該事業を一時停止する場合がございます。一時停止期間中に補助金の交付を事務局へ申請した旅行商品については、交付決定を一時停止します。

尚、一時停止期間中であっても、既に事務局が旅行会社からの申請に対し助成金の申請を受理し、交付決定を決定している商品については予定通り催行します。

Q11. 実績報告の各種様式の中にご旅行参加者名簿がありますが、催行が受注型企画旅行の場合、ご旅行参加者名簿（様式5）は旅行幹事様等の代表者様だけの記載でよろしいでしょうか。

A11. 本事業の助成対象は鹿児島県内在住の方となります。不正防止の観点から、大変お手数ですが、ご旅行参加者全員の御氏名・年齢・居住地をお書き戴くことになります。

尚、募集型企画旅行におきましても同様です。

Q12. 県のディスカバー鹿児島キャンペーン（宿泊助成・第2弾）との併用について可能か

A12. 併用はできますが、ディスカバー鹿児島キャンペーン（宿泊助成）は、宿泊代金の現地精算を想定していることから、宿泊付き受注型旅行商品のうち、商品の代金に宿泊代金が含まれない商品については併用できることになります。

また、併用される際は、以上の内容を踏まえて旅行会社へご相談されてください。

① 「ふるさと鹿児島お得旅事業」の交付申請書について、旅行代金の中に宿泊代金は含まれませんので、ご注意ください。（ディスカバー鹿児島キャンペーン（宿泊助成）は現地精算での支払い方法にのみ適用されるためです）

② 旅行会社は事務局に対して宿泊施設の利用証明書を提出しなくても構いません。